資料４－１

柏市人と動物の共生未来ビジョンの策定について

動物愛護ふれあいセンター

柏市
KASHIWA CITY

策定の目的

柏市は，人と動物が共生する社会の実現に向け，現状の課題を整理し，今後目指すべき方向性を示す指針として「柏市人と動物の共生未来ビジョン」を策定することとしました。

意見の収集方法

附属機関等	内容
審議会の所掌事務及び権限（柏市保健所条例：第5条（2））	動物の愛護及び管理に関する法律第5条第1項に規定する基本指針に係る事項であって，市長の権限に属するものに係る企画，実施及び評価に関する事項を調査審議する。
部会（柏市保健所条例：第8条）	審議会は，特定の事項を調査審議するため，必要に応じて部会を置くことができる。
懇談会（柏市付属機関設置条例）	懇談会は，市民や有識者から意見を聴取したり意見交換するもの。

ビジョンの検討経緯

● 懇談会の趣旨

懇談会は，さまざまな立場で動物に関わる皆様から，専門的かつ多様な視点での意見をうかがい，柏市独自の動物愛護管理推進計画を策定し，より計画的に柏市の動物愛護施策を推進するための意見聴取の場として設置しました。

● 懇談会の流れ

事前準備
・関係者からのヒアリング
・職員間ディスカッション
・市民からの意見整理

→ **令和7年度 保健衛生審議会**
・ビジョン策定着手について報告

→ **懇談会**

→ **パブリックコメント**

令和8年7月15日～8月13日：30日間

→ **懇談会 5回目**
・最終案提示

→ **令和8年度 保健衛生審議会**

→ **策定・公表**

→ **検証・改定**

懇談会1回目
・課題の把握，洗い出し

→ **市民アンケート**

令和8年1月6日～1月20日

→ **懇談会2～4回目**
・課題に対する施策案・未来ビジョン素案の提示

柏市動物共生未来ビジョン検討懇談会委員名簿

つづくを、つなぐ。

区分	所属	役職	氏名
千葉県動物愛護推進員	NPO法人にゃん2	代表	あくつ　まさよ 阿久津　正代
有識者	東京農工大学ワンウェルフェア高等研究所 動物共生情報拠点	特任准教授 獣医師	いりまじり　まみ 入交　眞巳
獣医師	東葛地域獣医師会	地区理事	おかべ　つよし 岡部　幹
動物愛護団体	柏市民公益活動団体かしわ動物福祉・共生協会	代表	おかべ　てつや 岡部　哲也
市民	柏市ふるさと協議会連合会	監事	たかはし　しょうじ 高橋　章二
第一種・第二種動物取扱業	イオンペット株式会社共生社会推進室	マネージャー	つ げ　ゆ り こ 柘植 由梨子
動物福祉関係者	公益社団法人日本動物福祉協会	獣医師 調査員	まちや　ない 町屋　奈

（敬称略）

柏市 KASHIWA CITY

ビジョンの概要と位置づけ

つづくを、つなぐ。

国

- 動物の愛護及び管理に関する法律
  【昭和４８年，最終改正令和元年】
- 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
  【平成１８年，最終改正令和２年】
- 狂犬病予防法
  【昭和２５年，最終改正令和７年】

県

- 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例
  【平成２６年，最終改正令和２年】
- 千葉県動物愛護管理推進計画
  【平成２６年，令和５年～令和１２年】

整合

柏市



- 柏市第六次総合計画
  （基本構想10年・前期基本計画5年）
  【令和７年】

整合

- 柏市動物の愛護及び管理に関する条例
  【平成１９年，最終改正令和２年】
- 柏市人と動物の共生未来ビジョン

本ビジョンについて

▶1 将来像

動物愛護管理法の目的である「人と動物が共生する社会の実現」や柏市第六次総合計画の基本的な目標の一つ「もっと居心地がよいまちへ」との整合を図りつつ，柏市動物共生未来ビジョン検討懇談会や市民アンケートの結果等の御意見を踏まえ，本市が目指す将来像を，

「“ひと”も“どうぶつ”も ともに 居心地よく暮らせるまち かしわ」としました。

▶2 推進体制

関係者各々が**主体となり，連携・協働して**各課題の解決に取組みます。

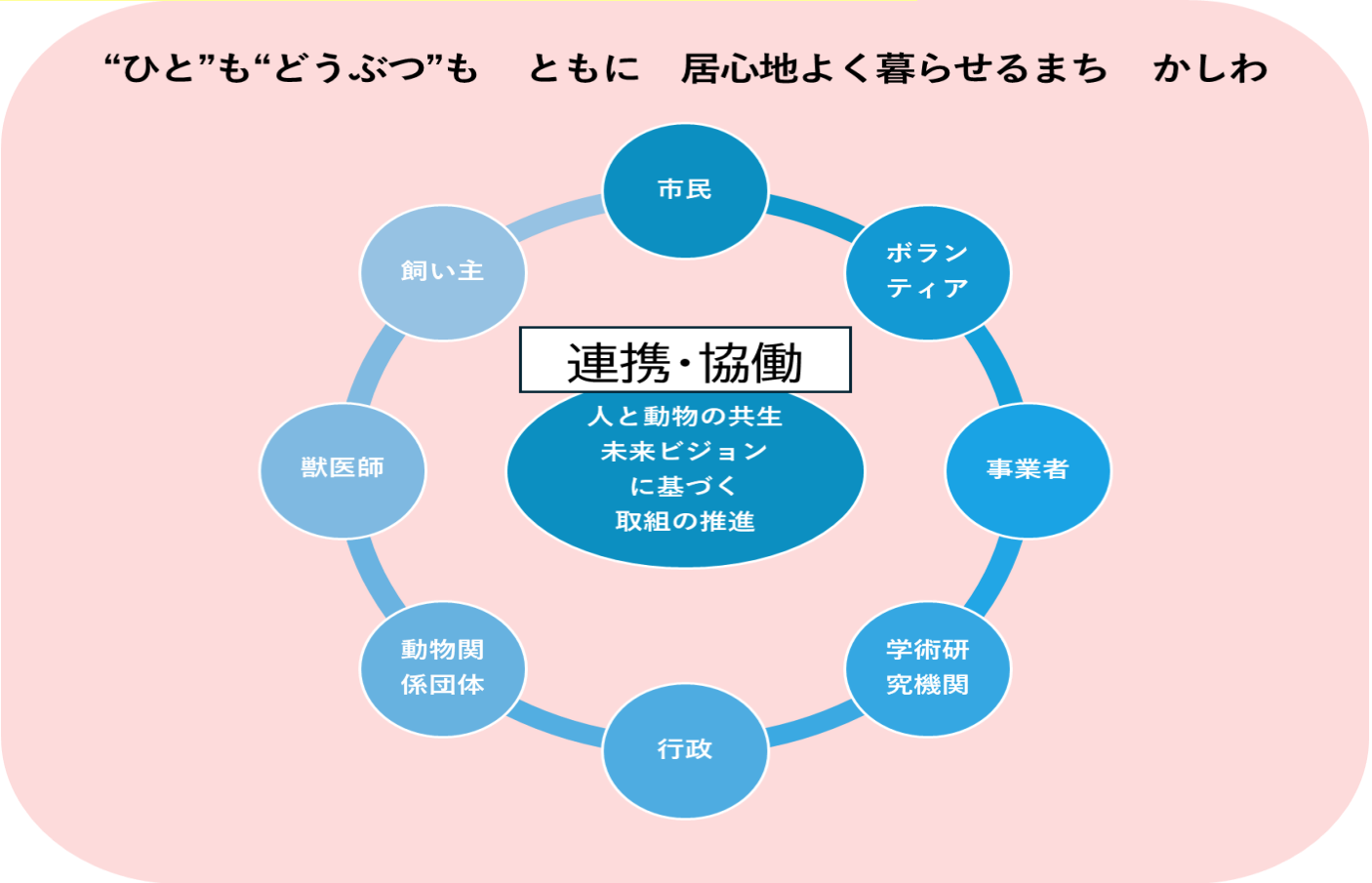

「取組の期間」について

- １０年間　（令和8年度から令和17年度まで）

▶中間見直し：策定から5年度目を目途

▶適宜見直し：動物愛護管理法の改正等や，ビジョンの進捗により見直し



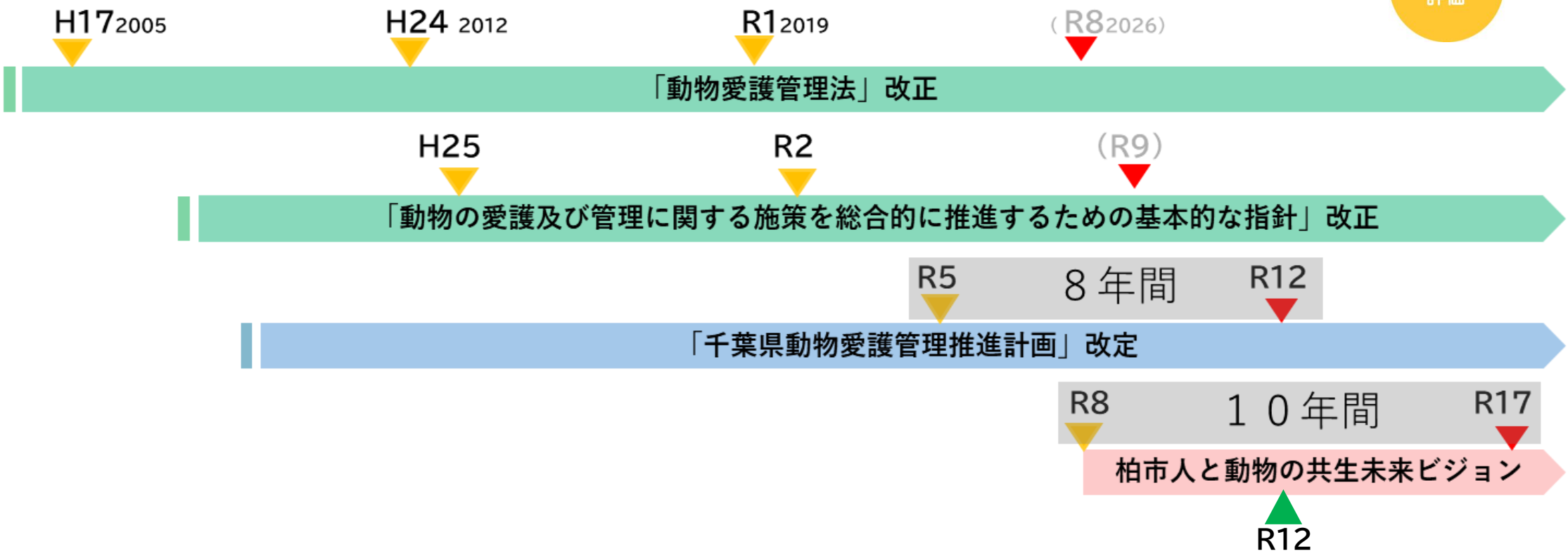

巻頭：市長メッセージ

第１章　はじめに

１．策定の背景と目的
２．ビジョンの位置づけ

第２章　柏市動物愛護管理行政の現状と課題

１．センターで収容する動物の状況
２．ボランティア・事業者・関係機関との連携
３．犬猫の適正飼育
４．防災体制
５．動物愛護教育
６．狂犬病予防法と所有者明示
７．動物取扱業の登録等の状況
８．特定動物の許可等の状況
９．動物由来感染症に関する啓発の状況
10. 柏市動物愛護ふれあいセンターの現状

第３章　本ビジョンについて

１．将来像
２．推進体制
３．取組の期間
４．対象動物

第４章　課題解決のための体系と取組

１．動物の健康と安全の確保
(1) 動物福祉の考え方を踏まえた動物の健康と安全の確保
(2) 殺処分をしない柏市の継続
(3) 譲渡の促進
２．ボランティア・事業者・行政の連携
(1) 連携の推進
(2) 支援等の充実
３．犬猫等の適正飼育の推進
(1) 適正飼育の啓発
(2) 高齢者を含む社会福祉的支援を必要とする飼育者への支援
(3) 多頭飼育問題，虐待の未然防止・早期発見・早期対応体制の構築
(4) 高齢犬・猫の飼育の支援
４．防災体制の充実
(1) 自助の促進
(2) 共助の推進
(3) 公助の強化
５．動物愛護管理教育の充実
(1) 教育機会の確保
(2) 教育内容の充実
６．狂犬病予防法と所有者明示　７．動物取扱事業者
８．特定動物　９．動物由来感染症
10．柏市動物愛護ふれあいセンターの役割
(1) センター職員の人材育成の充実
(2) 認知度の向上
(3) センター機能の強化
(4) 犬猫以外の動物の取り扱い

巻末　用語解説

パブリックコメントの実施概要

募集期間



令和8年7月15日～8月13日

計30日間

閲覧場所

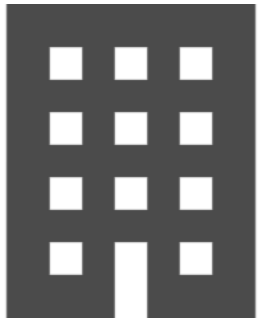

・市のホームページ
・柏市動物愛護ふれあいセンター
・ウェルネス柏畜犬登録窓口
・行政資料室（市役所本庁舎1階）
・行政資料コーナー（沼南庁舎1階）
・各近隣センター
・柏駅前行政サービスセンター
・富勢出張所

提出方法

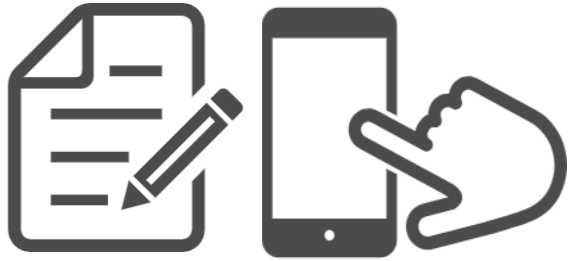

・Logoフォーム
・郵送
・窓口持参

回答者情報

- 回答者数　34人
- 意見数　71件（意見内容別に原文を分割し集計）

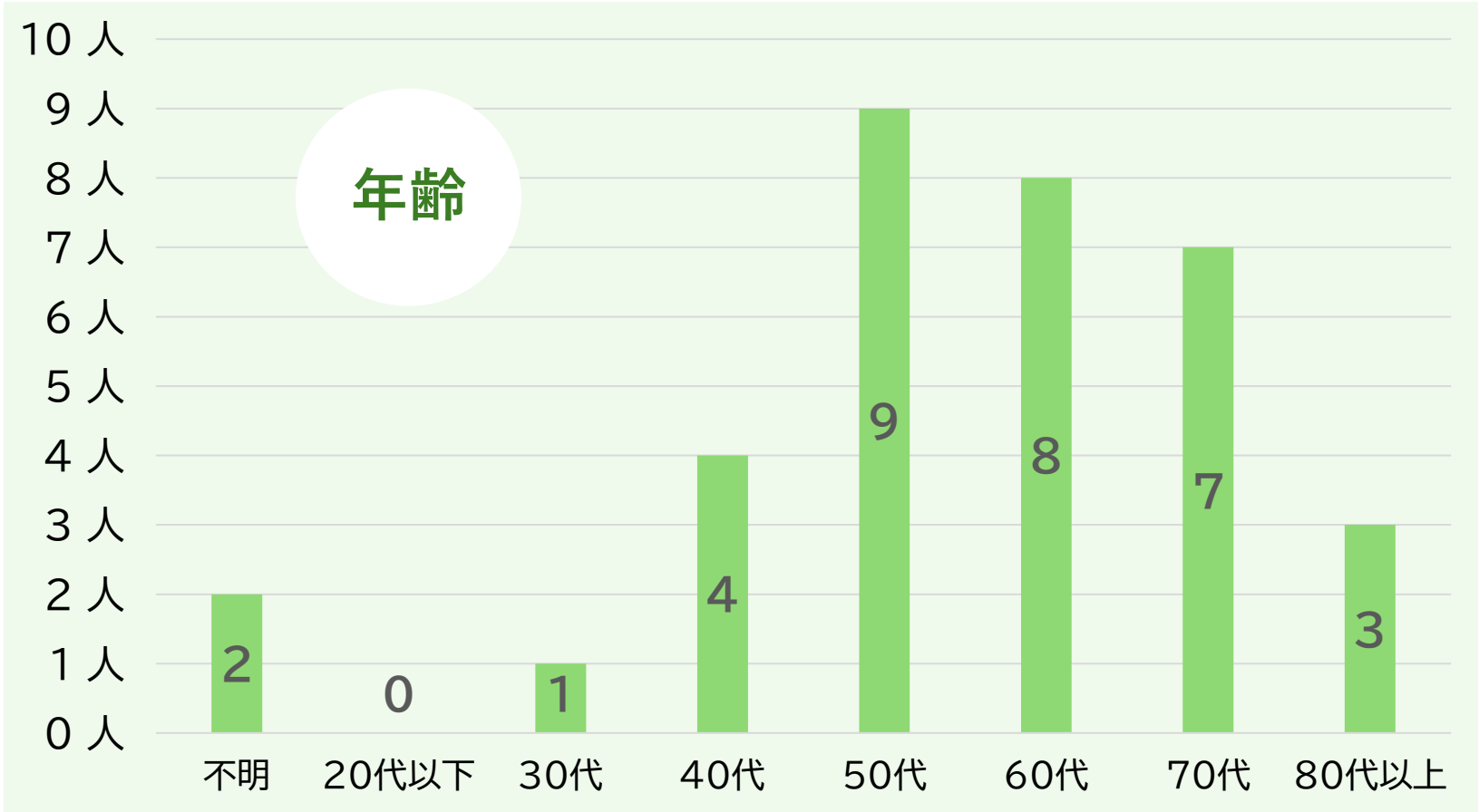

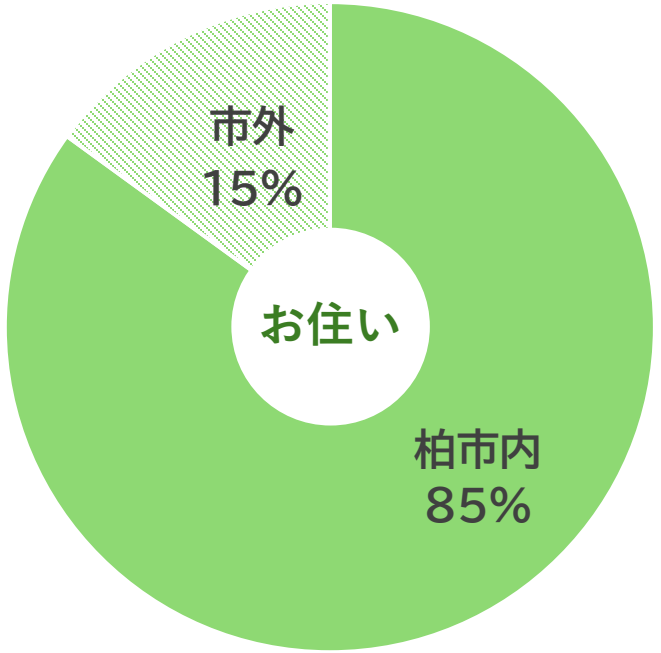

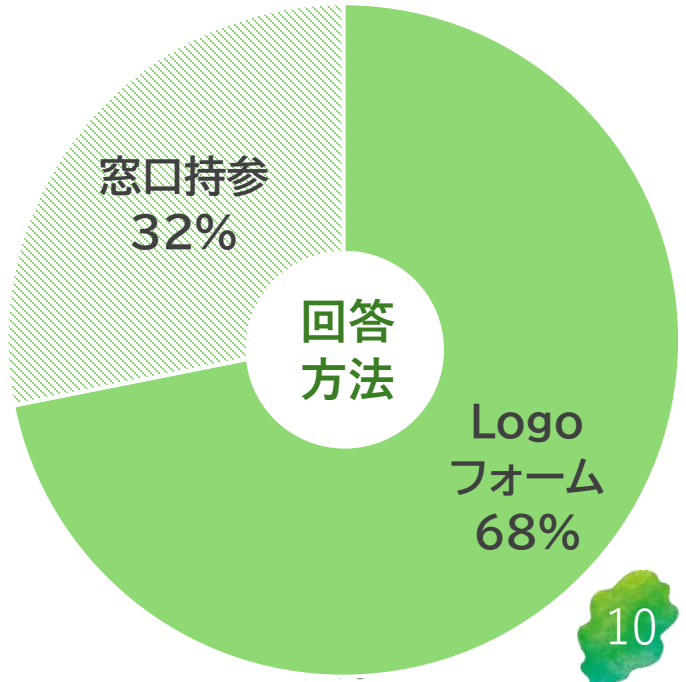

いただいたご意見の対応区分

御意見への対応区分	対応内容		区分意見数
A	ビジョン(案) を修正	下表の内容に基づき修正します	5
B	ビジョン(案) の修正なし	ビジョン(案)に基づき取組みます	57
C		参考とさせていただきます	9

パブリックコメント実施後のビジョン(案)の修正-①

第3章　本ビジョンについて

▸3　取組の期間

（旧）	（新）
本ビジョンの取組のための期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とし，策定から5年後を目途に中間見直しを行うこととします。 なお，動物愛護管理法の改正やビジョンの進捗により適宜見直しを行います。	本ビジョンの取組のための期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とし，策定から5年後を目途に各取組の内容，進捗について評価・検証のうえ，必要に応じビジョン内容の中間見直しを行うこととします。 なお，動物愛護管理法の改正やビジョンの進捗により適宜見直しを行います。

パブリックコメント実施後のビジョン(案)の修正-②

第4章　課題解決のための体系と取組

▸2　各課題における取組の区分と検討･着手に関する考え方

（旧）

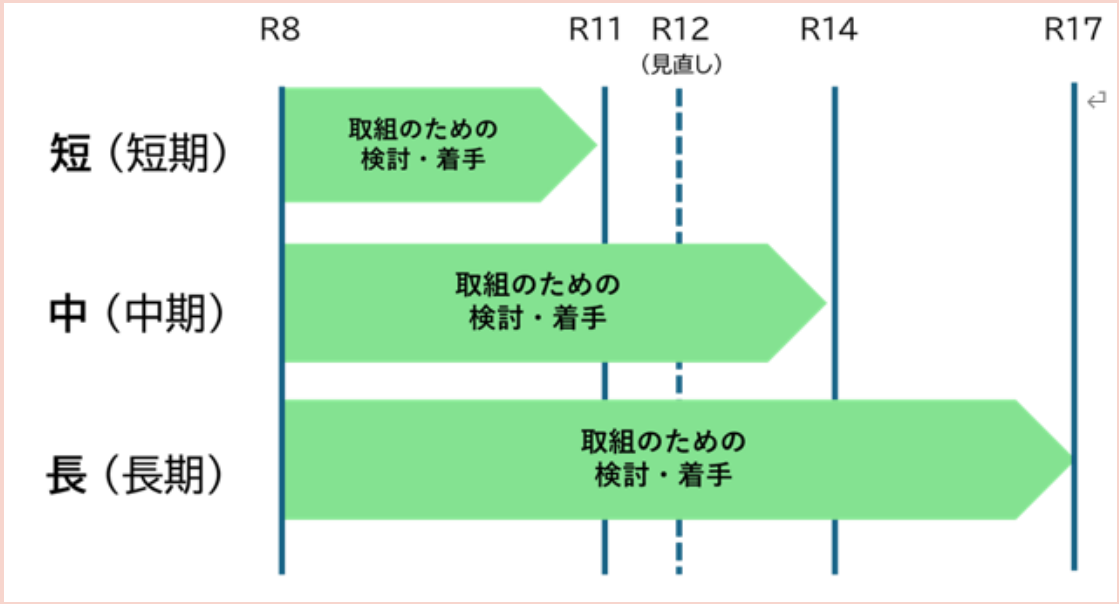

（新）

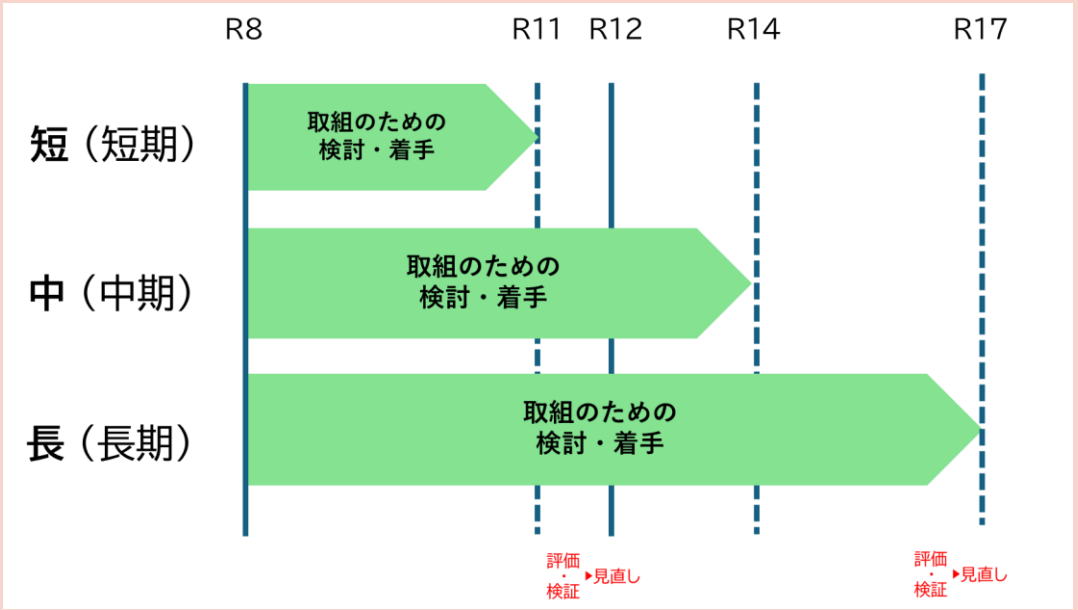

パブリックコメント実施後のビジョン(案)の修正-③

第4章　課題解決のための体系と取組

▶3　取組　＞2　ボランティア・事業者・関係機関の連携＞(1)連携の推進

（旧）	（新）
ボランティア・事業者・獣医師会・行政等の関係者が，定期的に情報の交換，課題の共有，解決策の検討等を行うことを目的とした場を設けます。	市民・ボランティア・事業者・獣医師会・行政等の関係者が，定期的に情報の交換，課題の共有，解決策の検討等を行うことを目的とした場を設けます。

パブリックコメント実施後のビジョン(案)の修正-④

第4章　課題解決のための体系と取組

▶3　取組　＞3　犬猫等の適正飼育の推進（1)適正飼育の啓発　■飼い主のいない猫

（旧）	（新）
地域猫の不妊去勢手術助成金制度の効果等を検証し，より効果的な制度のあり方を模索します。	地域猫登録制度及び地域猫の不妊去勢手術助成金制度の効果等を検証し，より効果的な制度のあり方を模索します。

パブリックコメント実施後のビジョン(案)の修正-⑤

第4章　課題解決のための体系と取組

▶3　取組　＞10 動物愛護ふれあいセンターのあり方　(1)認知度の向上

(旧)	(新)
ホームページやSNS等あらゆる広報媒体を活用した積極的な情報発信に加え，譲渡会や愛護イベント等の機会を充実させることにより，来訪者を増やす等，センターの認知度の向上に努めます。	ホームページやSNS等あらゆる広報媒体を活用した積極的な情報発信に加え，譲渡会や愛護イベント等の機会を充実させることにより，来訪者を増やす等，センター**及びセンターが実施する取組**の認知度の向上に努めます。